

令和 6 年 12 月 19 日
行政改革推進会議

令和 6 年秋の年次公開検証における指摘事項等を踏まえた基金の点検（案）

各府省庁においては、下記の方針に従い、基金の点検を実施されたい。
詳細は、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局から通知させる。

記

基金については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、各府省庁自らが執行状況を継続的に把握し、社会経済情勢の変化や執行状況等を踏まえ、基金の必要性や成果の達成状況、執行見込み等について、昨年度策定した「基金の点検・見直しの横断的な方針」も踏まえ、不断に点検・検証を行うことが重要である。

こうした観点から、各府省庁においては、

- ① 「行政事業レビュー実施要領」に示された点検方針
- ② 令和 6 年秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）における、具体的な成果目標・指標の設定、基金に関する業務を民間企業に外注する場合における所管府省庁による事業の管理、適切な水準の管理費等に関する指摘

を踏まえた点検を早急に実施し、余剰資金について国庫返納を行うとともに、引き続き、不断の見直しを行うべきである。

また、今後、基金の積み増し等を行う場合においては、今回の点検の趣旨も踏まえ、過去の執行実績や具体的な需要等を基に算定された精度の高い事業見込みに基づく適切な保有資金規模とするよう留意すべきである。

行政事業レビュー実施要領（令和6年4月22日改正 行政改革推進会議） 抜粋

第3部 基金の点検等

1 基金シートについて

（4）基金所管部局による点検

基金所管部局は、「基金基準」及び「基金の点検・見直しの横断的な方針について」（令和5年12月20日行政改革推進会議決定。以下「方針」という。）を踏まえ、以下のとおり基金の厳格な点検を行い、その結果を基金シートに分かりやすく入力するとともに、執行の改善や余剰資金の国庫返納を行うものとする。

① 基金の点検等

【基金方式の必要性】

ア 各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるものとする。個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないかについて真摯に検討する。

- ・ 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・ 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・ 事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

【予算措置】

イ 基金への予算措置は最大でも3年程度とし、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する。

【具体的な成果目標、成果の達成状況の検証】

ウ 短期（3年程度）のものも含めて、当該事業の事業目的にかなった定量的な成果目標や短期・中長期の成果目標を達成するためのロジックモデル（効果発現経路）を基金シートにおいて明らかにする。

エ 事業効果を円滑・効率的に検証するためのデータ収集・分析の体制が構築されているかについて点検する。

オ 事業目的達成に向けて、効果的、効率的に基金事業が実施されているかについて厳格に検証を行う。

【終了予定時期】

カ 終了予定時期については、基金設置から10年以内を原則として中長期の成果目標を踏まえたものとなっているか点検する。その後の対応については成果の検証を踏まえたものにする。

【事業見込み・保有規模】

キ 終了予定時期に照らし、足元の執行状況等を踏まえた合理的な事業見込みを算定し、保有資金規模が適正なものとなるよう点検する。基金事業に要する費

用に対する保有基金額等の割合（以下「保有割合」という。）の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう、過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ク 保有割合が「1」を上回る場合は、その上回る部分を残置する必要性について、基金事業の性格に照らし、合理的・具体的なものとなっているかについて厳格に点検する。

ケ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業を行っている場合は、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

コ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業については、廃止できないか検討する。

サ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

【事業費の支出がない基金事業】

シ 支出が管理費のみとなっている基金事業については廃止を検討する。

ス 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業を行っているものについて、3年連続して事業費の支出がない基金事業は、使用見込みの低い基金として、事業を終了し、国庫へ返納することを検討する。

セ 事業が終了し、管理費のみの支出となる基金は廃止することを原則とする。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点から、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、基金事業の目的に照らし恣意的なものとなっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等、必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

ウ 担当府省庁及び基金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や個々の補助金の審査がしっかりできる体制が構築され、こうした根幹的な業務が実質的に民間企業に外注されていないか厳格に点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

令和6年秋の年次公開検証の取りまとめ（令和6年12月19日 行政改革推進会議） 抜粋

○リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業基金

本基金に限らず、基金を所管する全ての所管府省庁においては、事業の効果検証に必要な成果目標・指標が具体的に設定されているか、基金に関する業務を民間企業に外注する場合は適切なルールの厳格な運用を通じ、各府省庁による責任を持った事業の管理が徹底されているか、管理費の水準は適切か等の観点から、早急に基金の再点検を実施すべきである。こうした指摘が繰り返されぬよう、所管府省庁が責任を持って点検を行い、基金の適切な管理に不断に取り組むべきである。